

協働は 未来をひらく まちづくり

市民協働をより一層推進するために、基本方針を策定しました

現在、取手市内では、地域課題を自ら解決しようとする公益的な活動が活発に行われており、まちづくりに大きな役割を果たしています。

今後、「市民協働型市政」をより一層推し進めるためには、市民と行政の協働をはじめとして、市民、自治会・町内会などの自治組織、NPO法人などの市民活動団体の他、教育機関、事業者、行政などによる様々な主体間の協働が、ますます重要となります。

この基本方針は、市民としてまちづくりにどのように参画できるか、行政として協働のまちづくりをどのように進めていくか、市民と行政がそれぞれの役割を自覚し、より効果的に取り組むための基本的な考え方を明確にするものです。



取手市

市民協働基本方針

あらゆる主体同士が それぞれの特性を活かし 協力し合いながら 取手の魅力・活力を創造し 市民生活の向上のために取り組むこと

市民協働の 定義

市民

取手市に暮らし、学び、働くなどすべての人

まちづくりの主役として、地域活動や市民活動に積極的に参加します。

市民活動団体

NPO 法人、ボランティア団体、各種任意団体など

団体が持つノウハウや知識を活用、発信して、市民活動参加のきっかけや市民活動の場の提供をします。

教育機関

小中学校、高等学校、専門学校、大学など

学校・大学等が持つ専門的知識を活かした連携や、児童生徒、学生による事業協力で地域へ貢献します。

地域活動団体

自治会、町内会等の地縁に基づき形成された組織

地域における市民間の交流促進と、市民同士が助け合い、解決する基盤となります。

事業者

企業、自営業者、商工会、農協、金融機関、各種法人、事業者団体など

専門的な技術や知識を活用した事業協力や、人材や施設設備等の提供、従業員への理解や環境整備に努めます。

取手市

行政機関

各主体間の連携強化と、各主体で困難な課題解決に努めます。また、市民協働によるまちづくりの環境整備や、情報提供、啓発に取り組みます。

壁画によるまちづくり



公募で集まった市民が、取手市壁画によるまちづくり実行委員会のアーティストや東京藝術大学の学生の指導のもと、壁画制作に参加しています。

ブックスタート



4か月児健康診査時に、ボランティアの協力で絵本の読み聞かせや絵本等を配布し、絵本を介して親子がふれあえる機会を作っています。

例えば市内では

スクールガード



子供たちの安全を守るために、登録したボランティアの方々が、小中学生の登下校の付き添いや見守り、巡回パトロールを行っています。

健康づくり



自治会館や集会所で定期的に介護予防サポーターやチューブ体操指導者の会、シルバーリハビリ体操指導士の会等のボランティアと協力し、介護予防教室を実施しています。

さまざまな協働が行われています

学校との文化交流



東京藝術大学の学生が小中学校で音楽・美術の指導を行っています。児童生徒の芸術性・感性の向上や情緒の健やかな発達を促し、特色のある学校教育を行っています。

災害時応援協定



災害発生時の迅速・的確な対応のため、市内の事業者等と協定を締結し、災害時には物資の提供や医療救護活動、情報伝達等の面で協力を受けられる体制を整えています。

市民協働推進に向けた取り組み

本方針では、「協働によるまちづくり」を着実に推進していくために、その基盤となる以下の7つの取り組みを示しています。

No.1 市民の協働に対する意識の醸成

協働に関する学習機会の充実、多様なメディアによる意識啓発の促進、情報提供

No.2 市民活動への人材育成

人材育成のための研修会等の開催、地域リーダー間の協力体制の整備、市民活動団体の学習機会の提供、活動のきっかけづくり

No.3 市民活動拠点の有効活用

既存の市民活動拠点のサービス充実、新たな市民協働推進の場としての公共施設の更なる有効活用の検討

No.4 地域コミュニティの強化

既存の町内会・自治会や、各地区の市政協力員を通じた地域コミュニティの強化、地域づくりの促進

No.5 推進体制の整備

市（行政）の全庁的な市民協働推進体制の整備

No.6 職員の意識改革・人材育成

市（行政）職員を対象とした市民協働推進のための研修の実施、意識啓発

No.7 市民活動を支援する環境づくり

既存の市民提案型一般公募補助制度の見直しと、より一層の支援制度の検討

本方針について、もっと詳しく知りたいときは

取手市市民協働基本方針

検索

<https://www.city.toride.ibaraki.jp/>

平成28年8月発行

茨城県取手市 総務部 市民協働課

〒302-8585 茨城県取手市寺田 5139 番地

TEL: 0297-74-2141 (代表) FAX: 0297-73-5995